

(趣旨)

第1条 この事業は、令和6年能登半島地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者が、再建先として市内の公営住宅等に入居する場合に必要な費用を助成することにより円滑な住まい再建を支援する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公営住宅等 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号で定義されている市内に所在する公営住宅及び羽咋市定住促進住宅条例（平成23年羽咋市条例第1号）第2条第1号で定義されている定住促進住宅をいう。

(2) 加算支援金 次のいずれかに該当する支援金をいう。

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の規定による被災者生活再建支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）

イ 石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する支援金（第4条別表（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）のうち住宅再建方法に定める額に係る部分に限る。）

(助成金の交付対象者)

第3条 この助成金は、市長のり災証明書の発行を受け次のいずれかに該当する者で、かつ、原則として加算支援金を受給していない者が、再建先として市内の公営住宅等に入居した場合に支給する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市長が発行するり災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者

イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2項ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者

(2) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）又は公営住宅等目的外使用（以下「応急仮設住宅等」という。）入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者（ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く。）

(3) その他、市長が認める者

(助成金額)

第4条 助成金の額は10万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、第3条に規定する者が属する世帯ごとに1回に限り行うことが

できる。ただし、り災証明書を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

2 交付申請は、交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行う。

3 交付申請は、原則として、入居した日から6月以内に行わなければならない。ただし、入居した日がこの要綱の施行前である場合は、この要綱の施行日から6月以内とする。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（交付申請書の添付書類）

第6条 申請者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

（1）市長が発行するり災証明書の写し

（2）再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票（続柄が記載のもの）

（3）公営住宅の入居決定が確認できる書類（決定通知書や許可書など）の写し

（4）口座振替申出書

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要に応じ、書類の提出の免除、書類の追加を求めることができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、申請書を受理し、交付を決定したときは、申請者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 助成金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 交付及び不交付の決定を行ったときは交付台帳（様式第4号）により整理を行う。

（交付決定の取消し及び返納）

第8条 市長は、交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

第9条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じ、これを期限までに納付がなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命じることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。